

保管金の電子納付について

インターネットバンキング，ペイジー対応のATMによる保管金の納付ができます。

【電子納付のメリット】

- 1 原則365日24時間，どこからでも納付が可能
- 2 手数料も原則不要
- 3 保管金提出書等の裁判所への持参(送付)不要
- 4 全国の裁判所で利用可能
- 5 あらかじめ登録した口座に残金を還付

【電子納付の流れ】

1 利用者登録（事前登録）をしてください

電子納付を利用するには，裁判所に「[電子納付利用者登録申請書](#)」を提出し，「登録コード」を取得します。登録コードは，保管金の納付番号等の付与を受ける際に必要となる利用者固有のコードであり，全国の裁判所共通で利用できます。

2 電子納付を希望する旨告げてください

電子納付を希望する場合には，保管金提出書の交付前に「登録コード」を担当書記官へ告げてください。**電子納付に対応した保管金提出書**をお渡しします。

3 電子納付をします

インターネットバンキング，**ペイジーマーク**（Pay-easy対応）のあるATM等を利用して，電子納付を行ってください。

その際には，保管金提出書に記載された**収納機関番号**，**納付番号**，**確認番号**が必要になります。

以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。

登録コード		
収納機関番号	納付番号	確認番号

※ ペイジー [Pay-easy] についての詳しい内容は<http://www.pay-easy.jp/>をご覧ください。

【問い合わせ先】 千葉地方裁判所事務局出納課保管金係 043-333-5252
千葉家庭裁判所事務局会計課経理係 043-333-5308



よくある質問（FAQ）

Q.1 ペイジー（Pay-easy）とは何ですか？

A.1 ペイジーとは、公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやATM等から支払うことができるサービスです。ペイジーマークのある納付書、請求書の支払い等に利用できます。

裁判所の保管金もペイジー（電子納付）による納付ができます。

ただし、注意が必要な場合があります（参照 Q6）。

Q.2 電子納付は、どこでもできますか？

A.2 全国の裁判所で電子納付による保管金の納付ができます。

Q.3 すべての種類の保管金を電子納付できますか？

A.3 民事執行事件の買受申出保証金及び売却代金については、現在のところ電子納付できません。

Q.4 電子納付ができる金融機関は？

A.4 メガバンク，ゆうちょ銀行，千葉管内であれば千葉銀行，京葉銀行，千葉興業銀行等，ほとんどの金融機関において，インターネットバンキングやペイジー対応のATMを利用しての納付が可能です。

利用可能な金融機関については，ペイジーHP
〔<http://www.pay-easy.jp/>〕でご確認ください。

Q.5 電子納付をする際に手数料はかかりますか？

A.5 ほとんどの場合，手数料はかかりません。

ただし，金融機関によってはATMの時間外手数料等がかかる場合があります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。

Q.6 電子納付する際に注意することはありますか？

A.6 電子納付する時間帯によっては，裁判所において即時に納付の確認ができない場合があります。

また，午後5時以降や非開庁日にされた電子納付の事務の取扱いは翌開庁日の午前9時以降となります。

このため，保釈保証金など，緊急性を要する保管金

を納付する場合は、あらかじめ裁判所の担当者にご相談ください。

Q.7 電子納付を利用するにはどうすればいいですか？

A.7 初めに、①電子納付利用者登録が必要です。所定の申請書を記載し、裁判所に提出すると利用者登録コード（が記載された登録票）が交付されます。このコードは全国の裁判所共通で利用できます。なお、2年間、保管金の提出、払渡がないと失効します。

次に、②電子納付を希望する旨を事件受付窓口に申出して、担当の書記官（執行官）から、収納機関番号、納付番号、確認番号の記載のある保管金提出書の交付を受けてください。

③交付を受けた保管金提出書記載の各番号をネットバンキング又はペイジー対応のATMに入力して、納付を行ってください。

Q.8 電子納付（ペイジー）の使い方は？

A.8 インターネットバンキングHPやATMの画面表示は各金融機関で異なりますが、おおむね電子納付の操作の流れは以下のとおりです。

なお、ペイジーHP [<http://www.pay-easy.jp/>]

において、「ペイジー利用デモ体験」ができますので、参考にしてください。

【電子納付の操作の流れ】

1 メニュー「ペイジー」を選択

利用する金融機関のホームページ又はATMのメニュー画面で、「ペイジー」を選びます。（メニューの名称は、「税金・各種料金払い込み」等、金融機関によって異なります。）

2 保管金提出書記載の番号を入力

保管金提出に記載されている収納機関番号、納付番号、確認番号等を入力します。

3 確認

画面に支払内容が表示されるので、手元の保管金提出書と比べて確認します。

4 支払い

- ① 「支払（払込）」ボタンを押下します。
（インターネットバンキングの場合は、これで納付終了）
- ② キャッシュカードまたは現金で支払います。

Q.9 支払限度額はありますか？

A.9 金融機関によって、インターネットバンキングやATM利用時の上限設定等をされている場合がありますので、詳細は各金融機関にご確認ください。

特に保釈保証金等のように高額で、緊急性のある保管金の提出をする場合は注意が必要です。